

## 電力・ガス取引監視等委員会

### 第48回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年10月17日（火） 15：01～16：41
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、松村委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○下津取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第48回料金制度専門会合第1部を開催いたします。私は、事務局取引監視課長の下津です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合はオンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、平瀬委員は御欠席、河野委員は15時半頃から御参加される予定です。また、一部、まだオンラインで参加していない方がおられます。

加えて、オブザーバーの変更についても御連絡いたします。本会合より、各一般送配電事業者の収入の見通しの変更承認申請の検証を行うため、九州電力の田中オブザーバーにおかれましては、検証を行う間、本件議題に係るオブザーバーとして御参加いただかないことといたしました。なお、送配電網協議会の佐渡オブザーバーにおかれましては、各社から独立し、一般送配電事業者を代表する立場として、引き続き御参加いただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、1部、2部というふうに分かれておりまして、第1部の議題は、議事次第に記載してありますように3つ。早速ですけれども議題1、それは「託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請について」であります。事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3についてネットワーク事業監視課から御説明いたします。

まず、2ページです。本会合において御議論いただきたい事項であります。レベニューキャップ制度に基づく託送料金は、本委員会及び料金制度専門会合での厳格な検証を経た上で、2023年4月から開始されております。一方、系統を効率的に利用するとともに、再エネ拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行う趣旨から、来年度から発電側課金が導入される予定です。これを踏まえまして、一般送配電事業者の託送料金単価の改定が行われる見通しであります。

レベニューキャップ制度におきましては、エネルギー政策の変更及びエネルギー情勢の著しい変化等に起因して、収入の見通しに乖離が発生する場合、もしくは一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められる場合には、規制期間における収入上限の調整、いわゆる期中調整が認められております。7月18日の第46回料金制度専門会合におきましては、発電側課金の円滑な導入や託送料金による予見性を高める観点から、期中調整への対応を含め、一般送配電事業者に対して必要な検討作業を着実に進めるよう求めることとしていたところではあります。

今申し上げたような検討作業を一般送配電事業者において行った上で、次の3ページありますが、今般、各一般送配電事業者から第1規制期間の収入の見通しの変更承認申請、いわゆる期中調整申請が9月29日付で経済産業大臣宛てになされました。経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見聴取があり、10月10日の第471回の本委員会におきまして、料金制度専門会合で検証することが妥当であると整理されたところであります。

なお、先ほど申し上げた発電側課金導入に伴う発電側課金単価の設定及び需要側託送料金単価の改定につきましては、託送供給等約款に反映されるものであります。ということで、今回の収入の見通しの変更承認申請には含まれていないということでありまして、今回の申請は期中変更、期中調整に関するものです。

本日の会合では、申請概要について事務局及び各一般送配電事業者から御報告し、御意見をいただければと思います。

各申請については、各社の社長並びに副社長から申請内容を直接説明いただきますけれども、次のページにおいては、事務局において各社の申請をまとめております。期中調整といたしましては、制御不能費用としての22年度の追加kW・kWh公募費用、22年度のインバランス収支過不足や最終保障供給対応といった調整力関係のもの、容量拋出金としては2026年度のオークション結果が本年1月に反映したため織り込んだもの、それからブラッ

クスタートなどについても、本年1月頃に金額が確定したために織り込んだもの。電源I及びI'についても、23年度の費用が1月に確定したということでの織り込みになっております。

これら費用を全て合計し、10社合計では707億円の収入の見通しの増加になっておりますけれども、これを残りの規制期間4年間の収入上限で組み込むということになりますと、年間では10社合計で約170億円程度の収入上限の増加となります。なお、東京電力パワーグリッドと中国電力ネットワークにつきましては、収入上限の引下げの申請が出てきているというものであります。これらの費用のうち、容量市場の稀頻度リスク対応は政策変更によるもの、残りは制御不能費用と事後検証費用の金額確定によるものとなっております。

ということでありまして、資料5ページに書いてあるものは、今後の発電側課金の導入に関するものであります。

6ページが、先ほど申し上げたような一般送配電事業者における検討対応を求めるとした7月の専門会合の資料になります。

その次の7ページ目は、発電側課金の導入趣旨でありますけれども、エリア間の需要家の負担の適正化を図るということを通じて、今後の脱炭素社会に向けた投資を確実にやっていくという制度趣旨であります。それを図にしたものであります。

次の8ページですけれども、発電側課金の課金単価に関する試算ということで、これは制度設計専門会合で6月に示した試算値になります。

9ページですけれども、これに関しまして今般、事務局におきましてこの試算からさらに割引額等を試算いたしました。この試算値は、先ほど申し上げた6月の試算値に基づいた試算となっております。一定の仮定を踏まえた試算となっております。

ここでいう割引Aは基幹系統に係る割引、割引Bは特別高圧に係る割引ということで、こういう算定ルールが決まっております。前ページで示した課金単価から、ここに示されている額が差し引かれることとなります。割引A-1であれば、系統の潮流をむしろ改善するような発電所ではありますが、その場合は北海道でありましたら57.82円引かれるというようなこととなります。

一方で、こうした割引を行うということに伴いまして、割引原資につきましては発電事業者において薄く広く負担いただくことということで、現時点での試算では、割引相当額付加単価というものは一番下の欄に書いてあるというものになります。この割引相当額付加単価を算出するに当たっての割引エリアにつきましては、一般送配電事業者が各社ホーム

ページにおいて公表済みであります。

割引制度の仕組み、10ページに模擬的に書いてありますが、割引相当額の配分前が例えば75円であったとして、割引をそれぞれ行っていきますと、割引原資を薄く広く負担いただくということで、割引なしの人はもともとの75円から20円プラスと。割引ある人も、同じように割引原資を薄く広く負担いただく部分についてはプラスということになるというものであります。これは先ほど申し上げました発電側課金の御説明ですが、今回の期中調整の申請に含まれているわけではありませんけれども、来年度から導入されますので、この機会に併せて御紹介いたしました。

とりあえず、まず冒頭の事務局からの説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、議題1、これは事務局で御説明いただきましたが、これについて御質問・御発言ありましたらお願いしたいと思います。御発言御希望の方は、Teamsの挙手機能で意思表示をお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。特によろしいでしょうか。やり方自体は以前にも議論してきたわけですので。

それでは、事務局から特によろしいですか、コメントは。

それでは、事務局の御説明どおりということにさせていただきます。

そこで、今回、変更承認申請の内容について各社の御説明を伺いまして、その後、質疑応答の時間を設けたいというふうに思います。時間の関係上、冒頭の音声確認や御挨拶は各社には御省略いただいて、本論の説明だけで開始していただければというふうに思います。

それでは、早速ですけれども、まずは北海道電力ネットワークの細野様から御説明をよろしくお願いたします。

○細野オブザーバー 北海道電力ネットワークの細野でございます。早速でございますが、資料3-1についてポイントを絞って御説明いたします。

スライド2を御覧いただきたいと思っております。スライド2は収入見通しの概要でございます。今回申請した2023年度から2027年度までに算出した5か年合計の収入見通しが、昨年12月に承認いただいた直近の承認額9,938億円から122億円増加いたしまして、1兆59億円となっております。年平均に直しますと、1,988億円から30億円増加いたしまして2,018億円となっております。

なお、増加する年平均30億円の内訳につきましては、下の表にあるとおり、制御不能費

用が28億円、事後検証費用が2億円となっております。

続いて、スライド3を御覧いただきたいと思います。スライド3は、直近承認額に今回期中調整する各項目を反映したステップチャートになってございます。今回の期中調整では、国の審議会の整理を踏まえ、実績が確定した分のほかに、市場取引での約定や公募結果を反映してございます。

インバランス収支過不足、追加供給kWh公募費用など実績確定分で28億円。電源Ⅰ及び電源Ⅰ´公募費用やブラックスタート電源確保費用など、約定・公募結果の反映で2億円を申請してございます。

今回の期中調整におきまして最も影響額が大きいのが、インバランス収支過不足でございます。この収支過不足が増えた要因につきましては、インバランス発生事業者様の精算に用いるインバランス単価、これと北海道エリアでインバランスの調整に活用した電源の調整力単価、この価格差において赤字が発生したものと分析してございます。

スライド4については、今回の期中調整項目の詳細説明になりますので、時間の関係で割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、東北電力ネットワーク・坂本様から御説明お願いいたします。

○坂本オブザーバー 東北電力ネットワークの坂本でございます。それでは、資料3-2に沿いまして、弊社の収入の見通しと変更承認の申請内容につきまして、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。こちらは今回の収入の見通しの変更承認申請の概要をお示したものであり、2024年度の発電側課金導入に伴う託送料金の見直しに合わせまして、期中調整という形で収入の見通しへ反映させていただいた項目の一覧となっております。

下の図の左側から、直近の収入の見通し承認後に国の審議会で整理されました容量抛出手の費用負担見直しに伴い、送配電事業者が負担すべきとされた費用といたしまして25億円増加しております。また、2022年度の供給力対策として公募いたしました追加kW・kWhの費用実績として129億円増加しております。その他にもインバランス収支や最終保障供給に係る利益などの費用減影響も反映し、安定供給に必要なエネルギー政策の変更等による影響額として112億円増加しております。

次に、容量抛出手やブラックスタート機能、電源Ⅰ・Ⅰ´に関しまして、公募等により

実績が確定しておりますので、当初の収入の見通しに織り込んでいた見積額との差額分として62億円減額しております。これらの影響を反映いたしました結果、収入の見通しは昨年御承認いただきました金額から、5年合計で50億円の増額となり、総額2兆3,993億円、年平均では4,799億円となっております。

3ページを御覧ください。今ほど御説明いたしました内容の増減額概要などを一覧化しておりますが、表の一番下に記載のとおり、2024年度以降の4年間において年平均13億円の増加となり、これらの費用に関して、送配電設備を御利用いただいている皆様に公平に御負担いただく観点から、規制期間の終了を待たず、今回期中調整を申請させていただきました。

4ページの御説明は割愛させていただきます。

弊社からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、東京電力パワーグリッドの金子様に御説明お願いしたいと思います。

○金子オブザーバー 東京電力パワーグリッドの金子でございます。右肩資料3-3に従いまして御説明いたします。

右下の1ページを御覧ください。当社がこのたび変更承認申請をいたしました収入の見通しは、2024年度から発電側課金制度が導入され、料金体系の見直しが必要となることを踏まえまして、外生的な費用変動について実績等が確定したことにより、これらを反映したものでございます。

レベニューキャップ制度におきましては、一般送配電事業者によるコントロールが不可能である外生的な費用変動につきましては事後調整が可能とされており、今回、実績等の確定により合理的な費用見積りが可能となった項目を反映し、変更承認申請いたすものでございます。

下記グラフを御覧ください。一番左にございますのが、昨年末に御承認いただきました現行の第1規制期間の収入の見通し7兆3,679億円であり、ここからの変動要素となる7項目を①から⑦まで示してございます。かいつまんで申し上げますと、③にございます2022年度分の追加kW・kWh公募費用といった調整力費用の増加等があったものの、②に示してございます最終保障供給取引損益について、燃料価格の下落等によって供給費用が減少した結果、損益が大きく好転し、さらには加えまして①のインバランス収支も好転したことなどから、全体として一番右から2本目のグラフ、下矢印に書いてございますとおり、

133億円の減少となっております。この133億円の減少を反映した7兆3,546億円を、このたび第1規制期間の変更後の収入見通しとして申請させていただくということでございます。

なお、この133億円の減少につきましては、残りの4年間、2024年度以降の4年間で反映することになりますので、4分の1に当たります33億円の減少が各1年当たりの減少額となります。現行の年間当たりの収入見通しにつきましては、一番左の棒グラフの括弧書きに書いてございます1兆4,736億円となっておりますので、ここから33億円を引きました1兆4,703億円、右から2番目のグラフに括弧書きでございますが、これが来年度2024年度以降の年間当たりの収入の見通しとなります。

右下2ページ目を御覧ください。今申し上げました①から⑦のそれぞれの項目についての概要並びに反映方法等をここに示してございますが、時間の関係もございまして、ここでの説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、次に中部電力パワーグリッド・清水様、お願いいたします。

○清水オブザーバー　　中部電力パワーグリッドの清水です。資料No.3-4に沿って説明させていただきます。

少し飛んで申し訳ないのですが、スライドの4ページをお願いいたします。ここではウォーターフォールチャートで増減内容を整理しております。左側半分ピンク部分の左側からですが、容量拠出金の費用負担見直し、その次に昨年度の追加供給力の公募など、安定供給に必要な供給力確保のための費用増がある一方で、そのやや右側、最終保障供給取引の損益の関係で109億費用減となり、この差引でピンク部分全体において、供給力確保のためのエネルギー政策の変更などにより97億の費用増とになっております。

一方で、さらにその右側、期初で織り込んだ費用に対して、公募の結果などが出て、容量市場の拠出金の分、それから電源ⅠあるいはⅠ'の分が織り込みよりも実績は、84億費用減となっております。

この差引で結果的には、中部の場合には全体で+13億、年当たりにして3億ほどの収入不足ということになりますので、この分を新たに収入上限変更ということで承認申請をさせていただきます。

なお、送配電事業を取り巻く環境、御承知のように社会情勢で随分大きく変化しており

ます。資機材価格の高騰であったり、あるいは労務単価の上昇であったり、これに対して事業者として生産性向上で最大限取り組んでまいりますけれども、吸収が困難なケース等含めて、必要に応じてまた御説明の機会をいただくこともあろうかと思えます。料金の安定性、平準化、公平性など踏まえながらしっかり対応してまいります。引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、次に北陸電力送配電・棚田様、御説明お願いいたします。

○棚田オブザーバー 北陸電力送配電の棚田でございます。当社の変更承認申請の概要について御説明をいたします。

1 スライドを御覧ください。現行の収入の見通しは、昨年12月に経済産業大臣の承認を受けておりますけれども、その後の実績の確定やエネルギー政策の変更により乖離が発生しております。2024年からの発電側課金の導入に伴い、託送料金単価の改定が必要となりますが、今般、現行の収入の見通しからの乖離額等について合わせて調整させていただくこととし、収入の見通しの変更申請をいたしました。

昨年12月に承認を受けた現行の収入の見通しは、2023年度からの5年間合計で7,362億円ですが、今回の申請額は、現行に比べ44億円増加し、7,406億円となっております。増加額の内訳につきましては、1スライドで示しているとおりの①から⑦までの7項目ですが、⑤の項目が主な増加要因となっております。

3スライドから4スライドにつきましては①から④の申請概要ですが、説明を省略させていただきまして、5スライドにお進みください。増加額の大きい左側の⑤、追加kW・kWhの確保費用について説明をいたします。2022年度の夏季及び冬季において需給逼迫が予想されたため、kW及びkWhの追加公募を実施いたしました。これに要した費用は現行の収入の見通しには織り込んでおりませんでしたけれども、精算額の確定に伴い反映させていただいたものであります。

5スライドの右側と6スライドにつきましては、⑥と⑦の申請概要ですが、説明を省略いたします。

今回の申請によりまして収入の見通しは増加いたしますけれども、当社といたしましては、引き続き電力の安定供給を維持しつつ、経営効率化に最大限取り組んでまいります。

私のほうからは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

それでは、次は関西送配電・白銀様、御説明お願いいたします。

○白銀オブザーバー　　関西送配電・白銀でございます。それでは、資料3－6に基づきまして要点を御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。発電側課金制度に伴い、料金体系の見直しが必要となる中、本専門会合における御議論等踏まえまして、昨年の申請時点で反映できなかった外生的な費用変動を反映いたしました。その結果、収入の見通しは第1規制期間の合計で358億円増加の3兆6,230億円、年平均としましては2024年度からの4か年の平均で90億円増加の7,244億円となります。

2 ページ御覧ください。費用変動の内訳、要因を記載しております。年平均90億円の増加の要因は、大別しますと、実績確定等に伴う調整力費用の変動分91億円の増加と、約定価格の確定に伴う調整力費用の変動分1億円の減少に整理されます。増加額として最も大きい項目としまして2点、追加供給力確保費用及びインバランス収支過不足分について補足説明いたします。

この2点は、ともにレベニューキャップ制度導入前の2022年度の実績を反映したものです。まず、追加供給力確保費用につきましては、審議会で整理されました2022年度夏季・冬季の追加供給力確保に要した実績費用を反映しました結果、42億円の増加となりました。インバランス収支過不足については、2022年度実績は131億円の赤字でありまして、その金額を反映させていただきました。

赤字となった要因ですが、インバランス収支における収入費用の算定に使用される単価、すなわちインバランス発生者との取引に適用されるインバランス単価と調整力の調達コストの算定等に適用する当社エリアの調整力の加重平均単価との間に逆ざやが生じたためと考えており、これは一般送配電事業者にとって外生的な要因により発生したものと認識しておりますが、今後の審査において真摯に対応してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 ページ以降の説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

続いて、中国電力ネットワーク・長谷川様、お願いいたします。

○長谷川オブザーバー　　中国電力ネットワークの長谷川でございます。資料3－7につ

いて御説明いたします。

まず、1スライドです。このたび当社が申請した収入の見通しは、5年総額で期初に御承認いただいた1兆5,767億円から7億円減少し、1兆5,761億円、4年間で年平均2億円の減少となります。

2スライドを御覧ください。このグラフのとおり、追加供給力の確保費用であるとか、稀頻度リスク対応分などの増加費用はございますけれども、減少分のうち最終保障供給取引損益のマイナス73億円の影響が大きく、グラフ右端に記載のとおり、最終的に7億円の引下げとなっており、これを託送料金に還元したいと考えております。

3スライドは各変更項目の詳細版のため、説明は割愛いたします。

4スライドは、先ほど申し上げました今回の申請額に最も影響が大きい最終保障供給取引損益の補足説明資料でございます。期初の収入の見通しには、2022年3月から9月までの損益といたしまして29億円の赤字の回収を織り込んでございますが、今回の変更では、実績が確定した2022年度下期分の10月から2023年3月までの損益73億円の黒字の還元を反映しております。

グラフの費用と収益の関係を棒グラフでお示ししているとおり、22年の9月以前は、燃料価格の高騰に伴いまして供給コストが増加したことで赤字となっておりますけれども、2022年10月以降は燃料価格の下落やスポット市場からの安価な供給力の調達によりまして、供給コストが減少したことによりプラス、黒字となっております。

当社からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、続いて四国電力送配電・横井様、御説明をお願いいたします。

○横井オブザーバー 四国電力送配電の横井でございます。それでは、収入の見通しの変更承認申請の概要について御説明いたします。

資料3-8、右肩1スライドを御覧ください。当社は、2024年度から発電側課金制度が導入されることに伴い料金体系の見直しが必要となることを踏まえ、収入の見通しの変更承認申請を実施いたしました。具体的には下のウォーターフォールチャートにお示ししておりますとおり、審議会において託送料金への反映が妥当と整理されたもののうち実績値が確定した項目、または合理的な見積りが可能となった項目として、変動要素のうち左側の4項目を、また過去実績等を基に期初の想定値を織り込んでいましたが、約定・公募の確定値に置き換えが可能となった項目として、右側の3項目について費用の変動を反映し

ました結果、第1規制期間における収入の見通しは、昨年御承認いただきました左端の現行の値7,798億円に対して40億円増加し、右端の値7,838億円となりました。なお、主要な変動は、2022年夏季・冬季の供給力確保のために実施した追加kW・kWh公募の費用の増加によるものでございます。

次ページ以降のスライドは、申請項目の概要と費用区分ごとの変動をお示ししておりますが、説明は割愛させていただきます。

四国からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、次は九州電力送配電・廣渡様、お願いします。

○廣渡オブザーバー 九州電力送配電の廣渡でございます。資料3-9に基づき、概要を御説明いたします。

1ページを御覧ください。はじめに、当社は本年9月29日に託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を行いました。今回2024年4月の発電側課金制度導入に伴う託送料金の見直しに合わせ、昨年12月に承認を受けた収入の見通しについて、国の審議会での整理を踏まえ、申請承認時点では織り込むことができなかった費用や事業者の裁量によらない外生的な費用の変動などを確定した実績を反映するものです。

次に、2ページを御覧ください。今回申請した収入の見通しについては、第1規制期間5か年合計で昨年12月の直近承認値2兆4,874億円に比べ、プラス209億の2兆5,084億、年平均では直近承認値4,975億円と比べプラス52億円の5,027億円となりました。

次に、3ページを御覧ください。今回申請した収入の見通しの具体的な期中調整項目の内訳でございます。当社の期中調整による変動は、表に記載のとおり、追加供給力公募費用総額100億とインバランス収支過不足の総額80億の2022年度実績の反映が主な要因となっております。

追加供給力公募費用は、2022年度夏季及び冬季における需給対策として必要になった追加的な供給力を確保するための費用であり、国の審議会での整理を踏まえ反映するものです。インバランス収支過不足については、インバランス料金単価が実需給の20分前に決まった後、実需給結果断面までの間に再エネ変動等により需給変動が大きかったケースなどにおける単価差によるものであります。いずれも一般送配電事業者にとって外生的な要因により発生したものと認識しております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になります。沖縄電力・横田様、御説明お願いいたします。

○横田オブザーバー 沖縄電力の横田でございます。

早速ですけれども、資料3-10、1ページを御覧ください。発電側課金制度が導入されることに伴いまして予定されている託送料金の改定を機に、収入の見通しにおいて、検証時点では実績が確定していなかったなどにより織り込むことができなかった費用を期中調整の対象項目として、収入の見通しの変更承認申請をいたしております。インバランス収支過不足で9億円、調整力公募費用で1億円を変動額として計上してございます。

続いて、2ページを御覧ください。直近で承認された収入の見通しは、2023年度から2027年度の5か年で3,453億円であるところ、変更後は10億円増の3,463億円となります。期中調整が反映される2024年度から2027年度までの4か年平均の収入の見通しは、2.5億円増の693億円となります。

私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま10社からの御説明が終わりました。この説明について、皆様から御質問あるいは御意見等いただきたいというふうに思います。御発言希望の方は、Teamsの挙手機能を用いて意思表示をお願いいたします。また、各社に対して複数の委員から御質問をされる可能性もございますので、一通り御質問・御発言いただいた後に各社からお答えいただくと、このようにしたいと思います。

それでは、いかがでございましょう。どなたか御質問・御意見ございますでしょうか。いかがでしょう、どなたかいらっしゃいますか。——特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、本件について特に異論はなかったというふうな形にさせていただきます。

次の議題で、審査項目の案について御議論いただきたいと思います。各社の説明に対する何か追加的な御質問等あれば、今後またお答えいただく、対応していただくというふうにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事は2番目に移ります。「託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請に関する審査項目（案）について」であります。これも事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料4につきましてもネットワーク事業監視課か

ら御説明いたします。

まず2ページですが、各一般送配電事業者から先ほど申請内容の説明がありましたけれども、次回以降の専門会合において、省令や託送料金の負担の平準化、受益と負担の公平性の観点などから、翌期調整よりも早く期中調整を行うことの必要性に加えまして、申請額の妥当性について検証を進めていきたいと考えております。

本日の会合では、審査を進めるに当たっての審査項目（案）について御意見をいただきたいと考えております。

3ページ目ですけれども、こちらは以前の料金制度専門会合でもお示した図でありますけれども、図を用いて御説明しますと、収入の見通しについて事後調整を認めるかという論点と、期中調整、翌期調整どちらのルートでこれを反映させるかという2つ目の論点がございます。いずれにしても、厳格な検証を行う必要があるというふうに考えております。

4ページ目ですけれども、これも以前の料金制度専門会合でお示したものでありますけれども、資源エネルギー庁の審議会におきましていろいろ議論がなされており、予備電源確保費用、容量拠出金の負担見直しに係る託送負担などの議論が行われていました。このうち予備電源の確保に係る費用は、先ほどの説明でも出てきませんでしたけれども、今回の申請には織り込まれておりませんが、資源エネルギー庁の審議会が決まった容量拠出金の負担見直しなどについては、今回の申請に織り込まれております。

それから先ほども説明ありましたけれども、第1規制期間における収入の見通しの検証時点では事象が発生していなかった、または実績が確定していなかったなどの理由で収入の見通しに織り込むことができなかった費用がございます。昨年の収入の見通しの承認は2022年12月であります。その後、確定した費用もあります。こうした費用も事後調整の対象となり得るのではないかと、これは7月の本専門会合で議論させていただきました。先ほど申し上げたような省令上の要件が満たされた場合には期中調整が認められているということでありまして、受益と負担の公平性の観点等を考えまして、期中調整を行うことの妥当性について検証をいただきたいと考えております。

5ページ目は、先ほど事務局から説明しました今回の申請内容のまとめであります。

6ページ目です。改めて今回の期中調整の各項目について御説明いたします。ここに掲げているような項目が各社織り込まれております。プラスになっているものもあればマイナスになっているものも各社それぞれあります。まず、追加kW・kWh公募費用については、

2022年度の追加供給力の確保に関する費用です。これは資源エネルギー庁の審議会においても第1規制期間のレベニューキャップ制度の費用に組み込むことができるという前提で行われた追加調達でありまして、収入上限、収入の見通しの承認時はまだ金額が確定していなかったものでありますけれども、今回、金額が確定したので織り込まれているというものです。

インバランス収支過不足につきましては、これは基本的には収支相償、事業者としての持ち出しはなく、バランスを収支一致させるという前提で制度は組まれておりますけれども、これも額が最近になって確定したものであります。

最終保障供給費用につきましては、22年度における最終保障供給対応費用は第1規制期間の費用の中に組み込むということが資源エネルギー庁の審議会において議論されており、この費用が確定したものであります。

容量拋出金につきましては、もう既に収入上限に組み込まれているところがありますが、そうした収入上限の審査を行っている傍らで、資源エネルギー庁の審査におきまして、稀頻度リスク相当というものを託送料金において負担させるということが決まりました。これによりまして、収入上限に織り込まれているものと今後一般送配電事業者が支払う額の間で乖離が生じております。

容量拋出金のオークション結果反映、ブラックスタート電源公募費用のオークション結果反映、電源I・I'の公募費用の反映につきましては、それぞれ今の収入上限に一定の見積り値が組み込まれておりますが、オークションや公募の結果が公表されたということで、正しい数値を収入上限に織り込むという趣旨の申請であります。このように事務局としては理解しておりまして、これを今後確認いただくということを考えております。

7ページ目は電力・ガス基本政策小委員会の昨年10月の議論でありまして、kW・kWh公募の費用負担に関しまして、レベニューキャップの第1規制期間で回収させると。関係法令にのっとり、最後の部分ですけれども、期中調整を行う方向で検討を行うというようなことも書き込まれております。

続きまして、8ページはインバランス収支に係る議論で、小さい字で書いてありますが、このインバランス制度の制度設計におきましては、一番最後のところでありまして、収支相償の考えの下、管理していくというふうになっております。

9ページですけれども、最終保障供給に関する費用負担につきましては、これも昨年6月の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、22年度の損益については託送料金による

回収を認めることとしてはどうかということで、託送回収が決まったというものであります。

10ページは、23年7月の制度検討作業部会でありますけれども、こちらにつきましては、稀頻度リスク対応分につきまして託送負担がなじむというふうに整理をしております。

11ページ以降が審査項目の（案）になります。現時点で考えられる審査項目を事務局において取りまとめたものでありまして、御指摘を踏まえて追加的に検証する項目もあり得ると考えております。

まず、12ページ目ですが、各費用項目共通でありますけれども、2点について確認していくということが妥当と考えております。1つは、期中調整の必要性につきまして、法令に基づく要件を満たしているか、それから額の妥当性について確認していく、この2段階で審査をしてはどうかと考えております。

13ページ目ですけれども、各費目別の審査項目ですけれども、まずkWhkW公募、kWh公募費用につきましては、既に金額はもう出ておりまして、制度設計専門会合でも事後検証を行っております。残る話としては、各社の織り込み額が各社で合意した案分比率に基づき適切に精算されているかというところでありまして、これを検証したいと考えております。

インバランス収支過不足及び最終保障供給対応につきましては、いずれも制御不能費用ということで、過不足分を託送料金で調整するということになりますけれども、こちらについては収入と実績費用、また貸倒損などを検証したいと考えております。

14ページになります。容量拠出金関係ですけれども、約定金額が確定したものについては、その金額を確認する。調達量が変更になったものについては、そのように計算されているかを確認いたします。

電源 I・I' の公募費用につきましては、この費用のみ事後検証費用ということでありますので、織り込みに当たって一定の検証を行いたいとは思っておりますけれども、制度設計専門会合におきましてこの費用については確認を行っておりますので、それも御紹介しながら検証を行いたいと考えております。

15ページは審査要領で、今回の審査項目で関連する箇所のみ抜粋したものであります。

最後、16ページですけれども、今年度から始まっておりますレベニューキャップ制度の収入の見通しにつきまして、昨年検証をさせていただいた際に、本専門会合におきまして委員、オブザーバーから様々な御指摘をいただいたところでありまして。これについて、第30回料金制度専門会合におきまして整理を行いました。これらの指摘事項につきましてど

う取り扱うかでありますけれども、昨年いただきました指摘事項につきましては、データの採録、蓄積が必要になるような指摘でありまして、現在、第1規制期間の初年度の途中という段階では、まだ実績値が明らかになっていないので、指摘いただきました内容につきましても、直ちに検討するということができない状況にあります。こうした点につきましては、各社事業計画の毎年度の評価、送配電効率化・計画進捗確認ワーキンググループにおける検証を通じて対応していくということなどを含めまして、項目ごとに適切な会議体において議論を進めていくということでありまして、今回の期中調整の検証におきまして直ちに反映させることは難しいですが、今後もきちんとフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、審査項目（案）について御説明いただきました。御意見・御質問等ありますでしょうか。多くのものは、今まで議論してきたということでございます。これからデータはそろっていくということなので、それを見て検証ということではありますが、特によろしいですか。どなたかいらっしゃいますか。——よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本件については特に異論はなかったということだと思います。それでは、一応事務局の御提案された案のとおり整理をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、次に議題3です。「一般送配電事業者10社の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請に係る『国民の声』の取扱いについて」、これを一応報告ということで御説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、参考資料2につきまして御説明いたします。

これは、先ほど御説明いたしました託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請に係る「国民の声」の募集についての御紹介です。これは資源エネルギー庁において行っているものでありまして、御意見がある場合は、9月29日から10月28日までということになりますけれども、意見を御提出いただければというふうに考えております。

事務局からの説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

ということで、これは資源エネルギー庁のほうでやるということですね。よろしゅうご

ございますか。

それでは、そのとおりに進めていただくということでお願いいたします。

以上で第1部の議題は終了ということになります。それでは、進行は一旦事務局にお返しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長 山内座長、ありがとうございます。

第1部で退室されるオブザーバー、第2部から参加されるオブザーバーがおられますので、しばしお待ちいただければと思います。

ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第48回料金制度専門会合第2部を開催いたします。私は、事務局取引監視課長の下津です。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、議題に入る前に、規制料金のフォローアップに当たりまして、本日より、消費者庁アドバイザーの後藤 治様及び仲田 裕一様がオブザーバーとして参加するということになりました。この件に関して、消費者庁・浪越オブザーバーより御発言があるとのことですので、浪越オブザーバー、どうぞよろしくお願いいたします。

○浪越オブザーバー 消費者庁の浪越でございます。先日の消費者庁の意見書に対し電取委よりいただいた回答を踏まえまして、電力・ガス取引監視等委員会事務局とも御相談の上、規制料金のフォローアップに当たり、今回から後藤様、仲田様の両氏に消費者庁のアドバイザーとして当会合にオブザーバー参加いただくことになりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、後藤様、仲田様の順に一言御挨拶いただきます。

後藤様からよろしくお願いいたします。

○後藤オブザーバー 御紹介いただきました後藤と申します。建設的な議論、会合の運営に少しでも貢献できるように努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○仲田オブザーバー 仲田と申します。私、消費者庁のアドバイザーとして、事業会社側、小売側の実施状況をチェックしてアシストしていくということで協力させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、中身のほうに移らせていただきたいと思います。本日の第2部の議題は、議事次第にありますように1つということになります。これは通し番号で言うと議題4になりますけれども、「電気の規制料金の審査を踏まえた今後の対応について」でございます。それでは、内容について事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長　取引監視課長の下津でございます。では、資料5に基づきまして、電気の規制料金の審査を踏まえた対応について御説明をいたします。

電気規制料金の変更認可に係る消費者庁との協議を踏まえまして、7月18日に開催されました第46回料金制度専門会合で、不適切事案の影響検証としまして、中国電力の特別高圧・高圧の電気料金の高止まりの可能性について御報告をさせていただきました。その結果を踏まえまして、中国電力の調達コストの高止まりがあったのかにつきまして、ミクロの視点も踏まえて検証をするということになっておりましたところ、本日はその検証結果について御報告するものでございます。

スライドは6枚目まで飛ばさせていただければと思います。検証の進め方でございます。今回の検証に当たりましては、従前から定性的アプローチと定量的アプローチの2つの手法を考えていると申し上げておりましたけれども、どちらも一長一短でございますので、我々としましては、定性的なアプローチと定量的なアプローチのどちらかということではなくて、定性的なアプローチに基づいて検証を行った上で、個別案件に着目して定量的なアプローチも組み合わせるということで効果的な検証が可能となるのではないかと考えたところでございます。

スライド7枚目でございます。定性的なアプローチで何をやったかということでございますけれども、このスライドに記載のとおりではあるんですけども、少し具体的に申し上げますと、中国電力の中で調達方針等を議論する会議体が幾つかあるんですけども、それら会議体で、カルテル認定期間中、その前後で調達ルールを緩和する方向の議論なり決定がなされていないかというものを確認する、それから調達を行う際のルール、規制なり細則といったものがございますけれども、これらがカルテル認定期間中、その前後で、調達ルールを緩和する方向で改定されていたりしないかというものを確認する、そして、もしそのような議論なり改定なりがなされているのであれば、その内容なり背景を確認するというところでございます。そのほか、調達に関するガバナンスルールの運用状況についても、例えば各会議体の資料や議事録、これは当委員会の事務局の職員が現地に行きまして実地で確認をしたりもしたところでございます。

スライドは8枚目でございます。次に、定量的なアプローチの考え方ということでございます。定量的なアプローチで何をやったのかということでございますけれども、定量的なアプローチにつきましては、これは調達契約の件数が膨大でございましたところ、まず効果的な検証が可能となるように、検証対象の設定の考え方を整理いたしまして、電力会社がコストを自律的に調整できる余地が存在する可能性がある費目について検証しようと考えました。

その上で、調達コストの高止まりの有無の検証に当たっては、カルテル認定期間、またはその前後でコストがどう変化しているのかを知る必要があるだろうということで、経年変化を分析することが重要だろうと考えたところでございます。そのために、定期的に類似の発注が行われる案件を特定しまして、その案件に含まれる費目を分析しようと考えまして、今回は、そのような費目として修繕費に着目することとした次第でございます。

スライド9枚目になります。修繕費に着目するといったしまして、どの電源のどの発電所の修繕費に着目するのかということでございますけれども、火力発電が中国電力の修繕費全体の約6割を占めるということでございましたので、火力発電所に着目しよういたしました。その上で、調達コストの経年変化を分析するためには定期的に工事が行われる定期検査に着目しまして、そのような検査が毎年度行われている中国電力の柳井発電所に焦点を当てることといたしました。

資料は、恐縮です、13枚目まで飛んでいただきまして、定量的なアプローチの考え方3／3でございます。中国電力の修繕工事は一般工事と工量制工事の2つに分かれておりますので、一般工事につきましては、そこで使用される部品、材料については市況価格と比較してどのように推移しているのかというものを確認したということでございます。

また、工量制工事につきましては、基本契約における単価がどのように推移しているのかというものを確認いたしました。さらに一般工事、工量制工事の両方に共通するものとして、労務費の単価設定がどのようにになっているのかということを確認したということでございます。そしてカルテル認定期間やその前後で単価の上昇などがある場合には、その理由や背景を確認したということでございます。

スライドは14枚目以降でございます。ここからは検証結果でございます。

まずは定性的なアプローチについてでございます。スライドは17枚目以降でございます。中国電力内の調達方針等々を議論する会議体の開催状況をチェックしたということでございます。1つ気になりましたのは、スライド18枚目でございますけれども、この中で表の

一番下のところでございます。ちなみにこの赤枠ですけれども、これは公正取引委員会によるカルテル認定期間ということございまして、赤枠の中の会議が、公正取引委員会によるカルテル認定期間中に行われたものということでございます。このスライドの表、一番下、2020年2月27日の会議で、「コスト低減率目標からの緩和を提示」というのがございます。このコスト低減率目標といいますのは、中国電力が毎年度設定しているものでございまして、次年度の予算額と次年度の契約見込額との差が次年度の予算額に占める割合ということでございますけれども、その緩和が提示されていたわけでございます。

スライドは24枚目でございます。その理由でございますけれども、このスライドに記載のとおりでございますけれども、人手不足でございまして、コスト低減策を適用できる新規の大型設備工事案件が少なくなったということございました。また、コスト低減率の目標を緩和する提案がなされたのは、確かになされたんですけれども、実は上位の会議体で修正されておりまして、提案どおりの緩和が結局なされていないということなども確認いたしました。ですので、この点も含めて、今回検証を行った範囲ではということでございますけれども、不適切事案を踏まえて調達コストを高止めたと推定されるものではないだろうというふうに整理しております。

次に、調達ルールの変更状況でございます。スライドは26枚目にまいります。調達ルールの変更状況でございますけれども、スライドはそのまま下がっていただきまして29枚目でございます。29枚目以降で調達ルールの変更状況をまとめておるんですけれども、基本的には組織の変更や法令改正に伴う改正がほとんどでございました。

ただ1点、スライド30枚目でございますけれども、ここでも気になる点がございました。この赤枠の中の下2つ、2020年1月と2月でございますけれども、調達管理の適用除外対象範囲の見直しというのがございまして、その詳細について中国電力に確認を行いました。

スライドは、恐縮です、34枚目まで飛ばさせていただきます、調達管理の適用除外対象範囲というのは、資材部門で調達を管理するのではなくて、業務主管部門で調達を管理することとなる範囲ということなんですけれども、カルテル認定期間においてこれらが見直されておりまして、具体的には適用除外対象とする輸送サービスの範囲の拡大でございますとか、適用除外対象とする社宅・寮の修繕工事の上限価格の引き上げでございました。理由についても確認しましたところ、価格低減効果が期待できなくなったとか、価格交渉の余地が乏しいということで、また、この輸送サービス費用とか社宅・寮の修繕工事ですけれども、金額規模が小さいということございまして、業務効率化を優先したというこ

とでございました。

これらを踏まえますと、これらの見直しには一定の合理的な理由があつて、今回検証を行った範囲ということになりますけれども、不適切事案を踏まえて調達コストを高止めたと推定されるものは確認されなかったと考えている次第でございます。

定性的なアプローチの最後でございます。スライド36枚目に行きます。調達ルールの利用状況でございます。調達ルールにつきましては、発注に至るまでの実務面でのフローを確認いたしまして、柳井発電所の定期検査に係る工事案件を抽出して確認しましたところ、調達ルールに基づいて発注されているということは確認された次第でございます。

続きまして、定量的なアプローチの検証結果ということでございますけれども、スライドは41枚目でございます。まず、一般工事に関する検証でございますけれども、2016年度から2022年度の柳井発電所の定期検査における一般工事に使用されました材料につきまして、継続的に使用されておりまして市況価格との比較が可能な8品目を抽出したということでございます。その上で市況価格との比較を行いました。

スライド42枚目です。これがその8品目ということでございますけれども、これらにつきまして、次のスライド43枚目以下で市況価格との比較というものをしております。防炎シートでございますとかアルゴンガスとかの市況価格との比較をしております。青が中国電力の調達価格、赤が市況価格というふうになってございます。

結論でございますけれども、51枚目まで行きまして、結論といたしましては、今回検証を行った8品目につきましては、市況価格とおおむね同水準、又はそれを下回る水準となっております。またカルテル認定期間では、市況の動きから乖離した調達コストの増加というものは確認されなかったということでございます。

したがいまして、今回検証を行った範囲ではということになりますけれども、一般工事については不適切事案を踏まえて調達コストを高止めたということが推定されるということとは確認されなかったということでございます。

続きまして、工量制工事でございますけれども、スライド53枚目でございます。工量制工事で用いられる材料、これは約1,800あるんですけれども、2016年度から2022年度の間はこの1,800品目について調べましたところ、9回単価改定が行われているということが分かりました。その中で、カルテル認定期間中に単価が上昇していた材料というものが37品目ございました。これら37品目に着目いたしまして、その単価が上昇した理由を中国電力に確認をしたということでございます。

第2部から入ったオブザーバーの方、画面が見えていない時間があったということでごさいます、大変失礼いたしました。今、画面は53枚目でごさいます。おわびしたいと思います。

53枚目以降でごさいます。繰り返しますけれども、工量制工事で用いられている材料、約1,800ございまして、その1,800の中で、カルテル認定期間中に単価が上昇している材料が37あったということでごさいます。この37に着目いたしまして、その単価が上昇した理由を中国電力に確認したということでごさいます。

ちなみに、これが37品目の価格の推移のパターンということでごさいます。単価が上昇しているもの、カルテル認定期間に単価が上昇してそのまま固定化したもの、最後がカルテル認定期間だけ上がって、認定後に下がったという、こういう3パターンに該当する37品目を調べたということでごさいます。

58枚目以降で、我々が聞き取った理由をまとめてございます。

結論といたしましては、スライド61枚目でごさいますけれども、いずれも世界的な景気動向などに伴う値上がりということでごさいます、今回検証を行った範囲では、工量制工事につきまして、不適切事案を踏まえて調達コストを高止めたと推定されるものは確認されなかったということでごさいます。

最後、労務費でごさいます。中国電力でごさいますけれども、土木作業員なり溶接工なり電工など、作業内容に応じて単価を設定しているんですけれども、これらを国土交通省が公共工事で用いる標準単価と比較をいたしまして、その結果、一般工事については、中国電力の労務費単価は、国土交通省の標準単価と比較しまして同水準又はこれを下回る水準で推移しているということを確認した次第でごさいます。

スライドは66枚目に参ります。工量制工事についての労務費単価についてでごさいますけれども、これは先ほどの国交省の標準単価を参考に設定した単価に間接費を上乗せした単価ということになっているんですけれども、結局積算ということでごさいますと、一般工事と工量制工事と同じ考え方で行われておりまして、今回検証を行った範囲では、その一般工事、工量制工事いずれの労務費についても、不適切事案を踏まえて増加させたと推定される事例は確認されなかったということでごさいます。

最後、まとめでごさいます。スライドは68枚目でごさいます。今回検証を行った範囲ではございまして、不適切事案を踏まえて調達コストを増加させたと推定される事例というものは確認されなかったと考えております。ただ、電力業界全体で競争入札率が

限定的であることなどを踏まえ、調達のさらなる効率化に取り組むことは非常に必要だろうと考えておりました。今後3年間を集中改善期間として、調達の効率化に向けまして適切な競争環境の整備とともに、電力以外の他分野の知見を取り入れながら調達効率化に向けたロードマップの策定を求めていくとともに、その策定状況や具体的な取組の進捗状況などについては、消費者庁も参画する形で我々事務局としてしっかりフォローアップをしていきたいと考えているという次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、今いただきました事務局からの御説明について、御意見あるいは御質問ある方は御発言願いたいと思います。これもTeamsの挙手機能でこちらにお知らせください。いかがでございましょう。作業的にはかなり膨大な作業をしていただいたということになります。どなたかいらっしゃいますか。

華表委員の手が挙がりましたね、華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 ありがとうございます。事務局の皆様、膨大な分析をお疲れさまでございました。ありがとうございました。

まず、アプローチに関しましては、4ページのとおり定性的なアプローチと定量的なアプローチの両面から分析して下さったということで、いいアプローチなのではないかと思いました。こうした分析は、定量的な分析だけではなかなか数字の変化の要因を分解し切れないところがありますので、並行して定性的なアプローチをやることで分析に厚みを持たすことになっていると思います。

また、2章で御説明いただいている検証方法についても、一定の網羅性を担保した形の方法になっているかというふうに思いました。その結果として、68ページにあるとおり、背景の検証なども踏まえれば、調達コストを増加させたと推定される事例は確認されなかったということですので、まずはそれを結論とするということかというふうに考えています。もちろん先ほど申し上げましたとおり、数字の変化の要因を完全に分解するのは難しい面がありますので、関係性がないことを100%完全に証明することは難しいと思いますが、まずは一つの蓋然性のある結論ということになるかというふうに考えています。

そうしたときに今後重要なことは、最後のまとめに書いてありますとおり、今後の調達のさらなる効率化に取り組むということであり、逆にあまりにこの分析に追加的に時間をかけるということは、本当に必要な効率化の検討に取り組む時間を逸するということにも

つながるかと思しますので、追加の分析が必要と考える場合には、具体的な分析の内容とその分析によって得られる結論の仮説を明確化した上で取り組んだほうがいいのではないかとこのように考えています。それによって、本当に必要な効率化の検討により多くのリソースと時間を活用するほうがいいのではないかとこのように考えている次第です。

私からは以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。事務局のコメントは、皆さんの御発言が終わった後に一括してお願いしたいと思えます。

ほかに御発言の御希望いらっしゃいますでしょうか。

北本委員、お願いいたします。

○北本委員　　ありがとうございます。今回、事務局のいろいろな方面からの検証、私も華表委員と同じで、アプローチがいい方法であったと思えますし、一定の心証を得られたものと思えます。

今回の話を全体的に方向性とまとめの資料から振り返ってみますと、まとめの資料にもありますように、一番上のポツの、カルテル事案に伴って特高・高圧の価格が他の新電力に比べて高い状況にあったことから、中国電力の調達コストが高止まっているのではないかと、コントロールの効いてない部分があるのではないかとこのことに対する検証であったと思えます。結果としては、今御報告いただいたとおりでした。

料金委員会でこの件を検討することは、今回の原価上昇によって、結果として規制料金原価に影響があるのではないかとこのようなコメントいただいたからだというふうに理解をしているんですけども、一応査定方法としては申告された実勢原価を持ってくるのではなくて、査定においては大手電力間の比較や他の業界との比較、市場との比較も行って、適切な価格であることを査定の中で確認してきたというふうに理解しております。

今後は、今回懸念点が個別にまた別途発生してくれば確認は当然必要であると思えますが、この規制料金から得られる利益と中国電力全体の利益構成から考えて、特高・高圧に関することだけをもって原価の緩みみたいなものが本当にあったのかどうかということは、もう一度全体のリスクアプローチを見ながらこのフォローアップの中でも確認していくことが有用ではないかと思えます。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。今のところどなたからも手が挙がっていませんので、どう

ぞ御発言ください。中国電力株式会社のゲストということであれですが。オブザーバーの御発言は、通常、後なんですけど、今委員の方が手を挙げていらっしゃいませんので、どうぞ御発言ください。

○岡成オブザーバー　ありがとうございます。中国電力経営企画部門の岡成と申します。今回、私どもも監視等委の事務局の皆様とヒアリングを含めたいろいろな対話をさせていただいたことにより、これまでの調達活動を振り返るよい機会になりました。

その上で、これまでも取り組んできましたが、今後もさらに経営効率化の取組あるいは調達活動をよりよいものに進化させたいというふうに考えております。そういう意味で今後フォローアップといった中で、委員の皆様あるいは専門家の皆様の御意見をいただけると考えておりますので、ロードマップの作成等含め、継続して今後も経営効率化に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ河野委員、御発言ください。

○河野委員　指名いただき、ありがとうございました。今回の不適切事案の影響検証ということで、非常に詳細な御報告をいただいたというふうに思っております。

私自身は、専門的知識はないながら今回の検証のアプローチ、定性的・定量的ということで、それから抽出された対象事案等の選定に関しましても、納得感のある調査をしてくださったというふうに思っております。最終的には、過去をずっと振り返っているというか、その瑕疵を探すという作業よりも、今投影してくださっているスライド68ページの最後のパラグラフに書いてくださっているように、今後に向けて効率化をどうしっかりと実現していくかというところに軸足を置いて、そのところに今後の様々なリソースを費やすべきだというふうに思っております。

先ほど当該中国電力様からも、気づきがあったということで、今後に向けて一層の努力をするという御発言もいただきました。私もそれを信じたいと思いますし、これから私たちのワーキングでもっともっと効率化に対して意識を高めて、しっかりとチェックしていくということを私自身も改めて決意した次第でございます。本当に御報告ありがとうございました。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

続いて、川合委員、どうぞ御発言をなさってください。

○川合委員　　川合でございます。これまで皆さんおっしゃっていたとおりで、今回の調査については、特段私のほうから申し上げることはございません。

最後のところのフォローアップの方針等々、更に、取りまとめ等なのですが、これから調達の効率化に向けたフォローアップをしていくとか、調達効率化に向けたロードマップの策定を求める等々あるのですが、ここについては、これからもう少し考えていかななくてはいけないことがあるなと思います。ただ、時々、調達の効率化というと、競争性のある調達をすればいいという短絡的な発想される方がしばしばいらっしゃり、その比率を追求することを特に重視する方もいらっしゃいます。調達の効率化は競争性のある調達によればよいわけではなく、実際に競争に参加する業者がわずか1社しかいないとか2社しかいないという中で、本当にそれが実現できるのかと疑問を持ちます。単に相見積もりを取れば競争性のある調達なのか、効率化ができる訳ではないのです。効率化を目指すというのであれば、調達の効率化は、競争性がある形式ではなく、本当は新規参入者の増加とか、今までは参加していなかった地域外から調達に参加してくれる会社を増やす、供給者を増やすということがない限りは、なかなか実際には難しいんだろなというふうに思っています。

このあたり、しばしばこれを間違えて、調達を競争性のあるものにしていくばかりを判断基準にしている方がいらっしゃいますが、そうではなく、調達に参加できる人の数を増やすという努力、こういうところをきちんと検証していただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。

松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員　　松村です。発言します。この委員会で言うのはあまり適切でないと思ったので最後にしようと思って手を挙げなかったのがこのタイミングになりました。いろいろ丁寧に見ていただいたこと、とても感謝します。継続的にやっていくことは、この委員会が役割を果たしていることを消費者にも納得していただくためにも必要な努力だと思えます。

その上で、しかしもともと制度の立てつけからすると、本来は十分な競争が行われ、一方で効率的な調達をし、効率的な供給の努力を十分する事業者がいて、そのような努力を怠っている事業者がいて高コスト体質だとすれば、そのような事業者は生き残れなくなる。だから必然的に調達の努力をせざるを得なくなる。競争によって効率的な事業者が生き残るメカニズムがちゃんとワークすることによって、全体として効率化していくことを目指す制度だったと認識しています。

したがって、これは競争基盤を整備する。実際にカルテルが疑われるような事態が出てきたことからして、競争が十分行われていなかった疑念が出てきたことを踏まえて、だから競争基盤をもう一度再構築することも、もう一つの柱というか、ある意味でより重要な柱だと思っています。

調達の努力が不十分だったのではないかという疑念は、遡って考えれば競争圧力が十分働いていなかったということの疑念から始まったもので、競争圧力が十分働いていないことに対応することが、本来の、一番重要なミッションだと思っています。その意味では、この料金専門会合ではないとしても、もう一つの専門会合が主力となって取り組むべき課題。そちらは規制料金の話とは直接関係はしていないとしても、とても重要なことをやっているのだということは認識する必要があると思います。

ところが、もう一つの専門会合では、例えば域外に出て競争するのは企業の自由じゃないかとかというような発言が次々と出てきて、そちらに本当に今まで競争基盤が十分整備されていなかったのではないかという反省に立って、改革しようとエネ庁も含めて頑張っているのを、足を引っ張るような議論がもしそちらの専門会合で続くとすると、真剣にこの問題に取り組んでいることが疑われかねないと思います。もちろん発言は自由なので、誰がどんなことを言っても構わないと思いますが、そのような競争基盤を強化していく取り組みの足を引っ張るようなメッセージが、仮に専門会合の上に位置する本委員会の委員も兼ねる専門会合の委員からも出てきたとしても、監視等委員会としては競争基盤整備を緩めるつもりはないということが、委員会からも事務局サイドからも繰り返し出てくることも重要だと思っています。

今回取り上げられた問題は、料金専門会合の問題ではあるのですが、一方でもう一つの専門会合もとても重要な役割を果たしていることは、監視等委員会ももう一度認識しなければいけないと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。先ほど言いましたように、後でコメントいただきます。

ほかにいらっしゃいますか。

消費者庁から手が挙がっている、どうぞ御発言ください。

○浪越オブザーバー　　消費者庁でございます。意見4点でございます。

1点目は、今回の検証は高コスト体質であったかなかったかを検証するものではないことから、納得しましたとまでは言えませんが、ロードマップ作成に当たっては、もともと高コスト体質であることを前提として、それをどう改善するかに重点を置いて議論を進めることが重要と考えております。

2点目でございます。本来行うべき調達コストの分析と比べて限定的な調査になっているのではないかと考えております。検証した調達の全体に占める金額のインパクトも不明でございます。限定的な調査になっている例といたしましては、全体の一部である柳井火力発電所の一部のみの検証であるということや、市場価格との比較ではなく市況価格との比較になっていること。また、カルテル期間のみの上昇の有無の評価になっていること。対年度比ではなく予算対比になっていること。修繕費以外の委託費等その他の費用は見えないことなどが挙げられると考えております。

3点目でございます。工量制工事につきましては、グループ会社に発注とありますが、どこの会社にどの程度の規模でいかに発注をしているのか。また、実際の工事はどういう会社が実施しているのか、単価は何を基にしてどう決めたのかなどを確認することが重要と考えております。

4点目でございます。5月の消費者庁と経産省との協議を通じまして調達における発注状況を確認いたしました。競争入札比率は極めて低く、特命調達が大宗を占めておりました。この議論を発射台の一つとして、市場の規律・効率化が実現されるよう、今後の調達改善の議論を進めていただきたいというふうに考えております。

今後の調達改善の議論に当たりましては、消費者庁もフォローアップに参画をし、調達有識者の知見も得つつしっかりとサポートさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

そのほかの御発言ございますか。――よろしいでしょうか。

それでは、今幾つか御意見もいただいたところでありますので、事務局からコメント・

御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

○下津取引監視課長 ありがとうございます。各委員の方々、オブザーバーの方々、多々御意見いただきまして、本当にありがとうございます。

まず、華表委員、河野委員のほうから、フォローアップの重要性といいますかフォローアップが大事だ、しっかりとチェックしていくことが大事だという御意見をいただいたと思っています。我々も、今回この検証をしてこれで終わりというわけでは考えていませんで、むしろフォローアップのほうが、調達コストの改善、電力業界の調達コストの改善については重要だろうと考えておりますので、我々もしっかりとフォローアップをしていきたいと考えております。

そのフォローアップの関係で申し上げますと、北本委員、川合委員からフォローアップの観点について御助言・御示唆をいただいたとっております。北本委員からは、特高・高圧のカルテルを踏まえた調達コストへの影響が規制料金へどういふふうに影響していくのかということも、フォローアップの中で確認してはどうかという御意見をいただきました。川合委員のほうからは、私の理解ですと、形式的にいわれる競争というものを導入するんじゃなくて、名実共に競争というものを導入しないといけないだろうと。その具体的な策として御示唆いただいたのが、新規参入者を増やす、調達に参加する人を増やすで、どうすれば増やすことができるのか、そういうこともちゃんと考えていかなければいけないんじゃないかという御意見をいただいたと理解しております。フォローアップの中で、そういういただいた御意見も踏まえてしっかり確認等々していきたいと思っております。

それから松村委員のほうから、今回調達コストが高止まったのかどうかということを検証したわけですけれども、競争圧力を十分に活用して、必然的に各事業者が調達の努力をせざるを得なくなるような状況をつくっていくということが重要じゃないかという御指摘をいただいたと理解しております。実はその点は我々も認識をしております、今写しておりますスライドの一番下のポツですが、調達の効率化に向けて適切な競争環境の整備とともにフォローアップ、ロードマップの作成等々もしっかりやっていきたいというふうを考えております。

いずれにしても、いただいた御意見を踏まえまして、フォローアップ、しっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

最後、消費者庁・浪越オブザーバーからも多々御意見をいただきました。今回の分析については限定な調査になっているのではないかと等々の御意見をいただいたところでござい

ますけれども、御指摘のとおり、今回の検証では全ての論点について網羅的に検証を行えたかというところ、そこはそういうわけではないわけでございます。例えば今回の検証対象となりました修繕費につきましては、燃料費などの他律的な費用を除いた料金原価に占める割合、これは約3割ということになっております。その上で中国電力の調達案件でございますけれども、これは非常に膨大であったんですけれども、その中で可能な限り詳細に検証を行うために、調達コストが増加した物品など特に注意を要する点を抽出して、ミクロの視点から定性的・定量的な検証を行ったということでございます。

その結果、これは今回検証を行った範囲ではということになりますけれども、不適切事案を踏まえて調達コストを増加させたと推定される事例は確認されなかったんですけれども、これは御指摘いただきましたけれども、電力業界全体で競争入札率が限定的であるということは我々も認識しております。高コスト体質であるということも否定できない状況も踏まえつつ、調達のさらなる効率化に取り組むことは非常に重要な課題と我々も考えております。適切な競争環境の整備とともに、今後のロードマップの策定、実行を通じて、厳格かつ丁寧に各事業者の取組をフォローアップしてまいりたいと考えている次第でございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

よろしゅうございますか。御意見いただいた方については、今事務局から適切にお答えいただいたというふうに思っておりますが、基本的に皆さんの御意見を集約するところ、今出ています68ページのところ、結論についてはそんなに大きな異論はなかったというふうに思っておりますし、それに関連して目配りすべき点、あるいは分析の範囲とかについては御意見いただきましたので、そういうことを取り入れながら進めていただくということになるかというふうに思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、議事のほうは以上予定したものでございまして、これで終了というふうになります。これ以降の議事進行は事務局にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○下津取引監視課長　　山内座長、ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いたします。次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたし

ます。

それでは、第48回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——